

トナーキット保守契約の利用規約

お客様(以下甲という)は株式会社シーティーエス(以下乙という)より提供したシステム機器(以下本物件)の保守サービス(以下本サービス)に際し、下記のトナーキット保守契約の利用規約(以下本規約)についてご了承いただくものとします。

第1条(総則)

本規約により提供する保守は、乙指定の本物件に対して提供するものとし、甲が乙指定のトナーキット保守契約書により申込みをし、乙が承諾することにより、トナーキット保守契約(以下保守契約という)が成立するものとします。この保守契約に基づき乙は甲に提供する本物件が正常かつ円滑に使用できるよう保守を行うものとします。

第2条(トナーキット保守の内容と料金)

トナーキット保守契約の内容として、

- ①トナーキット保守契約のサービス内容は、i 訪問出張修理、ii 消耗部品交換等その他第6条各項記載の作業を除く本物件の修理に係る業務とします。
- ②保守契約の費用(部品代を含むもの)は甲が乙から購入するトナーカートリッジの料金とします。
- ③トナーカートリッジは必ず乙から購入するものとし、乙以外から購入した場合、甲は①に記載のトナーキット保守サービスの内容にかかった、すべての費用及び損失を乙に支払うものとします。
- ④保守契約により、乙から甲へ提供する感光体及び廃トナーボックス等の無償支給品において、本物件以外の機械で使用した場合は、甲は①に記載のトナーキット保守サービスの内容にかかった、すべての費用及び損失を乙に支払うものとします。
- ⑤乙から甲へ提供する感光体及び廃トナーボックス等は本物件のメッセージにより発注・交換をするものとし、それ以外の交換においては有償となります。ただし、廃トナーボックスのみ乙が認めた場合は甲に在庫を1個もてるものとします。
- ⑥本物件返却時において甲にトナーカートリッジの在庫があったとしても甲において処分し乙は、買い取りはしないものとします。
- ⑦トナーカートリッジ、消耗部品の交換作業は甲が行うものとします。
- ⑧保守契約の期間は5年間とします。
- ⑨保守契約は、本物件と合わせて加入するものとし、本物件の納品日が保守開始日となり、納品日より5年間を経過した日が保守終了日となります。
- ⑩甲が本物件を正常で有効に使用できるように、乙が本物件メーカーの提供するインターネット経由の情報収集サービス(プリンタの障害、消耗品、利用状況等の情報収集)を利用することに甲は同意するものとします。また、甲は乙がその情報を乙の判断で活用することを承諾するものとします。

第3条(保守サービスの委託)

乙は、甲に対する保守サービスの提供をメーカーサービスに委託し実施するものとします。

第4条(保守サービスの利用可能時間)

甲が保守サービスを利用できる時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び乙所定の休日を除く平日(月曜日～金曜日)の9:00～17:30とします。

第5条(トナーカートリッジの発注と支払)

- ①甲は、保守契約に基づきトナーカートリッジを乙の指定するインターネット上の受注サイトより発注し、乙は所定の方法において甲へ納品するものとします。また、インターネットの環境のない甲については、乙の指定する注文方法で発注するものとします。
- ②甲の乙に対する支払い方法は、乙が発行する請求書の条件に基づき現金振込にて支払うものとします。

第6条(保守サービスに含まれない作業及び別料金により提供されるサービス)

保守サービスには、次の各号に該当する修理、調整等の作業は含まれないものとします。なお、乙は、当該作業の提供が可能なき場合は、別途乙所定の料金をもって当該作業を提供することがあるものとします。

- ①本物件をLAN上で使用、または他機器と接続するための設定作業および設定障害の復旧作業。
- ②本物件の乙の倉庫から甲指定の設置場所までの搬入設置運搬費および甲の設置場所から乙の倉庫までの搬出撤去運搬費。
- ③故意、過失または不適切な使用に起因する製品の故障の修理調整。
- ④天災地変等事由に起因する製品の故障の修理調整。
- ⑤乙の承認のない製品の改造、運搬移設、適正でない設置環境ならびに入力電圧の不適正使用に起因する製品の故障修理。
- ⑥第4条の保守サービスの利用可能時間以外の時間における保守サービス。

第7条(規約及び料金の変更)

本利用規約及び本サービスの利用料金を変更する場合は、あらかじめ甲に変更事項を通知いたします。なお、乙が変更内容を通じた後14日を経過しても甲から本サービスから脱退する旨の申し出がなかった場合、申し出を行わなかった甲は当該期間満了日に、あるいは乙が変更内容を通じた後に甲が本サービスを利用した場合、甲は当該利用日に変更事項を承認したものとします。

第8条(甲に対する通知)

甲に対する通知は、乙の判断により以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- ①乙の管理するホームページに掲載する方法による場合。→掲載された時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ②電子メールにより通知する場合。→甲が本サービス利用申込の際またはその後乙に届け出たご担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合乙がご担当者の電子メールアドレス宛てに発信した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ③FAXを利用する場合。→甲が本サービス利用申込の際またはその後乙に届け出たご担当者のFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合乙がご担当者のFAX番号宛にFAXを発信した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ④郵送により通知する場合。→甲が本サービス利用申込の際またはその後乙に届け出たご担当者の所在地宛てに郵送します。この場合乙がご担当者の所在地宛てに発送した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ⑤その他、乙が適切と判断する方法(電話などを利用した緊急連絡など)で通知を行うことがあります。

第9条(中途解約)

甲が本契約を中途解約する場合は、甲は乙指定の解約金及びトナーキット保守サービスの内容にかかった費用及び損失を乙に支払うものとします。

第10条(契約の解除)

甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に対し何らの通知、催告をしないでトナーキット保守契約を解除できるものとします。この場合、甲は本規約に基づき甲が乙に支払うべき一切の債務につき期限の利益を喪失し甲は直ちに現金により全額を乙に支払うものとします。また、乙は何らの催告を要せず甲乙間の債権債務につき相殺できるものとします。

- ①甲が本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
- ②申込書に虚偽の内容が記入されていた場合。
- ③甲が乙以外から消耗品(トナーカートリッジ)を購入したとき。
- ④甲が乙より提供される感光体及び廃トナーボックス等の無償支給品において、本物件以外の機械で使用した場合。
- ⑤第5条に定めるトナーカートリッジ代金の振込が1ヶ月以上遅れた場合。
- ⑥甲が支払停止の状態に陥り、不渡手形を発生させたとき。
- ⑦甲が破産、会社整理、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。
- ⑧甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、または申立をしたとき。
- ⑨甲が解散したとき。

⑩甲の業態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

⑪甲が監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止若しくは廃止したとき。

なお、上記⑥～⑪の事態発生とき、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとします。また、前項による契約解除により乙に損害が生じたときは、甲は直ちに賠償の責に任ずるものとします。

第11条(保守契約の譲渡等の禁止)

甲は保守契約を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。

第12条(遅延利息)

甲が本規約に基づく債務の履行を延滞した場合、甲はその完済に至るまでの年14.6%の遅延利息を乙に支払うものとします。

第13条(不可抗力)

乙の責に帰すことのできない事由による本規約条項の履行遅延、または履行不能については、乙は何らの責をも負いません。

第14条(管轄裁判所の合意)

甲及び乙は、本規約に関するすべての訴訟については、乙の本社所在地に所在する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第15条(特約条項)

保守契約について別途書面により特約した場合は、その特約は保守契約と一体となり保守契約を補充及び修正するものとします。

第16条(協議事項)

本規約に定めのない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は協議のうえ、お互いに誠意をもって解決をはかるものとします。